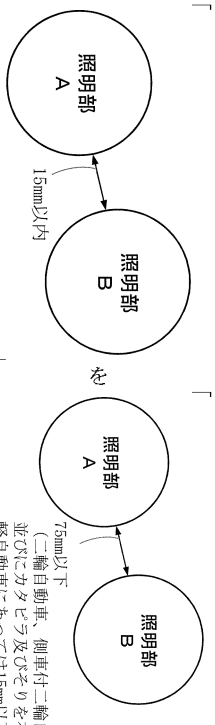
別添九十四2・3・1・中「本則第42条第5項」を「本則第42条第6項」に、「15mm以下」を「75mm以下（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては15mm以下）」に、

「



」

を

「

」

に改める。

別添九十四2・3・2・中「15mm以下」を「75mm以下（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては15mm以下）」に改め、同別添2・3・4・を同別添2・3・5・とし、同別添2・3・3・を同別添2・3・4・とし、同別添2・3・2・の次に次のように加える。

2.3.3.　帯状の形状又は細長い形状を有する灯火等の発光面であって車両中心面に関して対称な位置に取り付けられているものが、発光面の長さが0.8m以上であって発光面の最外縁が自動車の両側において自動車の最外側から0.4m以内となるよう取り付けられている場合には、当該灯火等は、「2個」の灯火等又は「偶数」の灯火等とみなす。この場合において、発光面の灯光は、当該発光面の両端のできるだけ近傍にある2以上の光源により生じるものでなければならないものとし、自動車の進行方向に垂直な鉛直面への複数の発光面の正射影の面積が、複数の発光面に外接する最小長方形の面積の60%以上となるように取り付けられている場合にあっては、当該複数の発光面を並置することにより構成されるものであってもよい。

別添百五別紙4の2・中「同規則第6改訂版補足第4改訂版」を「同規則第6改訂版補足第5改訂版」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百二十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項及び第四項中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「及び第百六十八条第三項」を「及び第四項並びに第百六十八条第三項及び第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

6　次の各号に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるものについては、細目告示第十二条第二項、第九十条第二項及び第百六十八条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十二条第二項、第九十条第二項及び第百六十八条第二項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十一年一月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十一年二月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十一年一月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十一年二月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年一月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

7　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第十二条第二項、第九十条第二項及び第百六十八条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十二条第二項、第九十条第二項及び第百六十八条第二項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十九年六月十四日以前に製作された自動車

二　平成二十九年六月十五日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成二十九年六月十四日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成二十九年六月十五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十九年六月十四日以前に指定を受けた型式指定自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第九条第十七項中「同規則補足第十五改訂版」を「同規則補足第十六改訂版」に改め、同条第三十三項から第三十五項までの規定中「同規則第十一改訂版補足第十一改訂版」を「同規則第十一改訂版補足第十二改訂版」に改め、同条第三十六項中「同規則第十一改訂版補足第十一改訂版」を「同規則第十一改訂版補足第十二改訂版」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

3　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車